

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第27号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年鳥取市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2条例別表第2の10の部に定めるものの部中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付（同法附則第2条第1項の規定による給付をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。